

テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 施設種別	1 介護老人福祉施設 2 地域密着型介護老人福祉施設
4 届出項目	1 日常生活継続支援加算(Ⅰ) 2 日常生活継続支援加算(Ⅱ)

5 入所者の状況及び介護福祉士の状況	入所者の状況 (下表については①を記載した場合は②若しくは③のいずれかを、④を記載した場合は⑤を必ず記載すること。)																	
	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>前6月又は前12月の新規新規入所者の総数</td> <td>人</td> <td rowspan="5"> ①に占める②の割合が70%以上 ①に占める③の割合が65%以上 </td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>①のうち入所した日の要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>①のうち入所した日の日常生活自立度がランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する者の数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>入所者総数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>①のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の数</td> <td>人</td> <td>④に占める⑤の割合が15%以上</td> </tr> </table>	①			前6月又は前12月の新規新規入所者の総数	人	①に占める②の割合が70%以上 ①に占める③の割合が65%以上	②	①のうち入所した日の要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の数	人	③	①のうち入所した日の日常生活自立度がランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する者の数	人	④	入所者総数	人	⑤	①のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の数
①	前6月又は前12月の新規新規入所者の総数	人	①に占める②の割合が70%以上 ①に占める③の割合が65%以上															
②	①のうち入所した日の要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の数	人																
③	①のうち入所した日の日常生活自立度がランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する者の数	人																
④	入所者総数	人																
⑤	①のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の数	人		④に占める⑤の割合が15%以上														
介護福祉士の割合																		
	<table border="1"> <tr> <td>介護福祉士数</td> <td>常勤換算</td> <td>人</td> <td>介護福祉士数：入所者数が1：7以上</td> </tr> </table>	介護福祉士数	常勤換算	人	介護福祉士数：入所者数が1：7以上	有・無												
介護福祉士数	常勤換算	人	介護福祉士数：入所者数が1：7以上															
6 テクノロジーの使用状況	以下の①から④の取組をすべて実施していること。 ① テクノロジーを搭載した機器について、少なくとも以下のi～iiiの項目の機器を使用 i 入所者全員に見守り機器を使用 ii 職員全員がインカムを使用 iii 介護記録ソフト、スマートフォン等のICTを使用 iv 移乗支援機器を使用 (導入機器)																	
	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>製造事業者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td></td> </tr> </table>	名称				製造事業者		用途										
名称																		
製造事業者																		
用途																		
② 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担の軽減を図るため、以下のすべての項目について、テクノロジー導入後、少なくとも3か月以上実施 i 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会を設置 ii 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮 iii 機器の不具合の定期チェックの実施(メーカーとの連携を含む) iv 職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施																		
③ ②のiの委員会で安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認																		
④ ケアのアセスメント評価や人員体制の見直しをPDCAサイクルによって継続して実施																		

備考1 要件を満たすことが分かる議事概要を提出すること。このほか要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考2 5①で前6月(前12月)の新規入所者の総数を用いる場合、②及び③については、当該前6月(前12月)の新規入所者の総数に占めるそれぞれの要件に該当する者の数を記載すること。

備考3 6②iの委員会には、介護福祉士をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画すること。